

平成 15 年度 第三回 東京都食品安全情報評価委員会  
理化学専門委員会（水銀部会） 次第

平成 16 年 1 月 26 日 (火)  
午後 2 時 開 会  
都庁第一庁舎 42 階  
特別会議室 D

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 「水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項」についての検討
  - (2) アンケート調査に関する対応（報告）
  - (3) 食品に関するリスクコミュニケーションの国外調査について（報告）
  - (4) 東京都食品安全情報評価委員会の課題選定について
- 3 今後の予定
- 4 閉会

【資料】

- 資料 1 第二回東京都食品安全情報評価委員会の概要
- 資料 2 「水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項」についてリスクコミュニケーションの視点からの検討（報告書案）
- 資料 2-2 報告書案の資料編
- 資料 3 食品安全ネットフォーラムに寄せられた意見の集計結果
- 資料 4 食品に関するリスクコミュニケーションの国外調査委託
- 資料 5 東京都食品安全情報評価委員会の課題選定について（案）
- 「検討課題候補事前選定結果」及び「食品安全情報レポート Vol.2」（第二回資料）添付

東京都食品安全情報評価委員会  
理化学専門委員会（水銀部会）委員名簿

(五十音順)

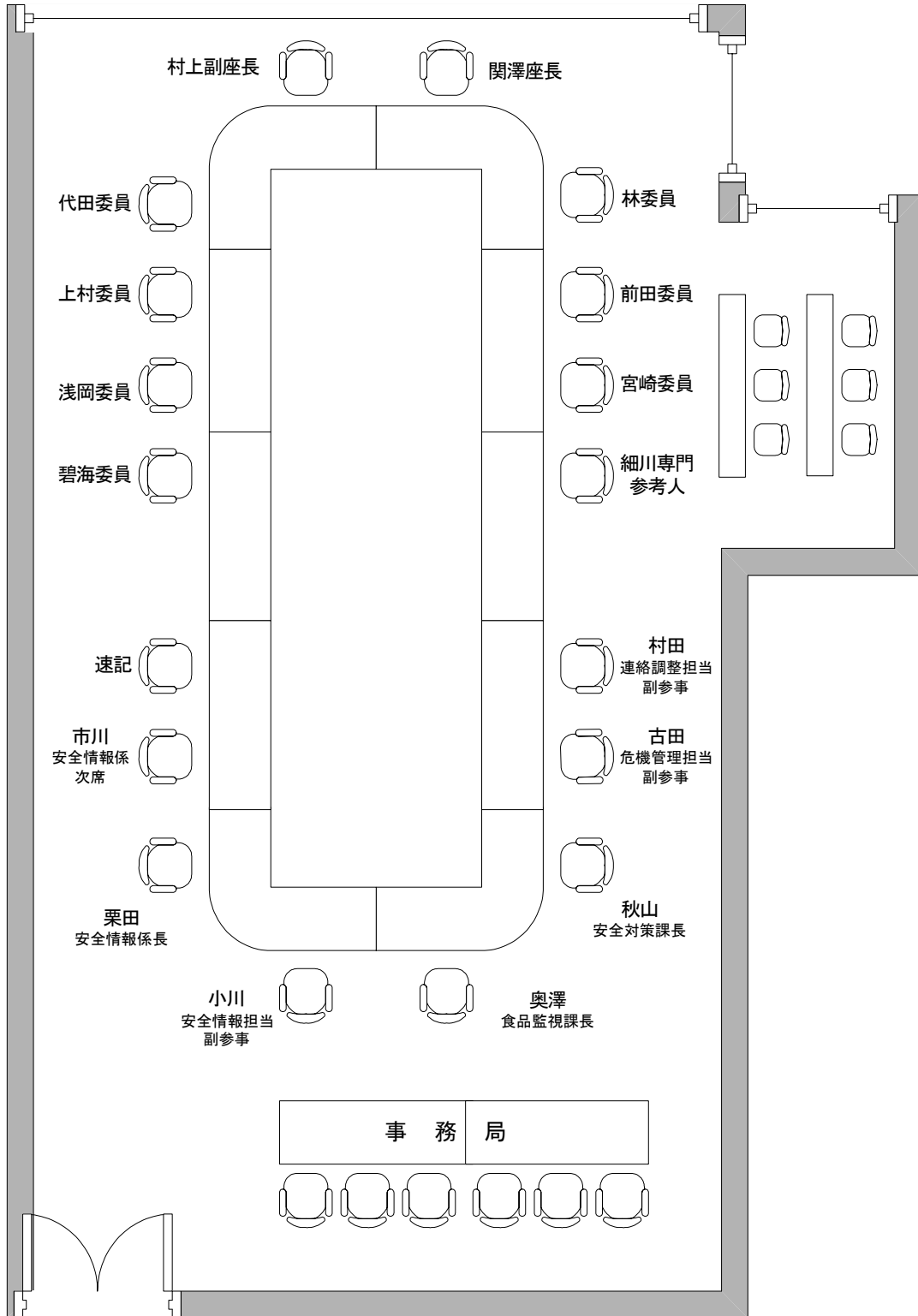
氏 名	所 属 等
あおみ　　ゆき 碧　海　　西　葵	消費生活アドバイザー
あさおか　　やすこ 浅　岡　　康　子	公募委員
かみむら　　ひさし 上　村　　尚	健康安全研究センター参事研究員
しろた　　まりこ 代　田　　眞　理　子	(財)食品薬品安全センター秦野研究所試験部 安全性試験室
◎　せきざわ　　じゅん 関　澤　　純	徳島大学総合科学部自然システム学科教授
はやし　　ゆうぞう 林　　裕　　造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長
まえだ　　やすひこ 前　田　　安　彦	宇都宮大学名誉教授
みやざき　　ともゆき 宮　崎　　奉　之	健康安全研究センター食品化学部長
○　むらかみ　　もとこ 村　上　　紀　子	女子栄養大学教授
※　ほそかわ　　まさし 細　川　　允　史	酪農学園大学教授

◎座長　○副座長　※専門参考人

## 事 務 局 名 簿

役 職	氏 名
安全対策課長	秋 山 義 和
食品監視課長	奥 澤 康 司
食品医薬品安全部副参事（安全情報担当）	小 川 誠 一
食品医薬品安全部副参事（危機管理担当）	古 田 賢 二
食品医薬品安全部副参事（連絡調整担当）	村 田 由 佳
安全対策課課長補佐（安全情報係長）	栗 田 滋 通
食品監視課課長補佐（業務係長）	佐 藤 史 郎
食品監視課課長補佐（監視計画係長）	田 崎 達 明
食品監視課輸入食品・有害食品担当係長	佐 藤 正 基
安全対策課安全情報係次席	市 川 由 美 子
安全対策課安全情報係	須 田 悠 作

# 座 席 表



# 東京都食品安全情報評価委員会専門委員会設置要領

14 健 安 安 第 1521 号  
平成 15 年 3 月 24 日 決定

## (設置)

- 第 1 東京都食品安全情報評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都食品安全情報評価委員会（以下「委員会」という。）にリスク評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項以外の専門委員会を置くことができる。

## (所掌事項)

- 第 2 専門委員会は、次の事項を調査・検討し、委員会に報告する。
- (1) 微生物に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。
- (2) 化学物質に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。

## (構成等)

- 第 3 専門委員会は、委員会の委員のうちから会長が指名する委員及び会長が指名する者のうちから、健康局長が別に委嘱又は任命する委員 10 名以内をもって構成する。
- 2 前項の専門委員会にのみ属する委員の任期は、要綱第 4（委員の任期）に準ずるものとする。

## (座長及び副座長)

- 第 4 専門委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集等)

- 第 5 専門委員会は会長が招集する。

## (会議等の公開)

- 第 6 会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(庶務)

第7 専門委員会の庶務は、健康局食品医薬品安全部安全対策課において行う。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月19日から施行する（15健安安第422号）。